

〔平成24年度 第2回 千葉県後期高齢者医療懇談会〕

日 時：平成24年10月26日（金） 午後3時から
場 所：千葉県後期高齢者医療広域連合 会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- 1 制度の施行状況について
- 2 広報について
- 3 今後の高齢者医療制度について

3 その他

4 閉 会

平成24年度第2回 千葉県後期高齢者医療懇談会 出席者名簿

[平成24年10月26日]

区分	氏 名	団 体 名 ・ 役 職 等	出欠
被 保 険 者 代 表	田 上 充 元	(社) 千葉県シルバー人材センター連合会 副会長	出席
	飯 田 禮 子	元千葉市介護保険運営協議会委員	出席
	高 石 静 江	(財) 千葉県老人クラブ連合会理事	出席
保 険 医 等 代 表	川 越 一 男	(社) 千葉県医師会理事	出席
	藤 平 雅 紀	(社) 千葉県歯科医師会副会長	欠席
	石 野 良 和	(社) 千葉県薬剤師会副会長	欠席
医 療 保 険 者 代 表	田 辺 博 幸	健康保険組合連合会 千葉連合会 業務部会 副部会長	出席
	桜 井 康 弘	全国健康保険協会 千葉支部 企画総務部長	出席
	黒 川 重 敏	地方職員共済組合 千葉県支部 事務長	出席
連 合 長 が 必 要 と 認 め る 者	野 尻 雅 美	千葉大学名誉教授	出席
	宮 崎 美 砂 子	千葉大学大学院看護学研究科教授	欠席
	山 木 ま さ	(社) 千葉県看護協会専務理事	出席

議題1 制度の施行状況について

被保険者の状況(平成24年9月末現在)

ア 被保険者数の推移

(人、%)

年月	被保険者数	再 掲			
		3割負担	1割負担		
		現役並み 所得者	低所得Ⅰ 該当者	低所得Ⅱ 該当者	一般
21年3月末	511,030	45,735	83,609	72,842	308,844
22年3月末	534,956	46,232	89,366	78,011	321,347
23年3月末 a	562,210	46,700	94,302	89,296	331,912
24年3月末 b	588,319	48,740	99,414	92,987	347,178
前年比 (人:c=b-a)	26,109	2,040	5,112	3,691	15,266
前年比 (%:d=c/a*100)	4.64	4.37	5.42	4.13	4.60
24年9月末 e	600,759	46,949	102,024	97,825	353,961

イ 年齢区分別被保険者数の推移

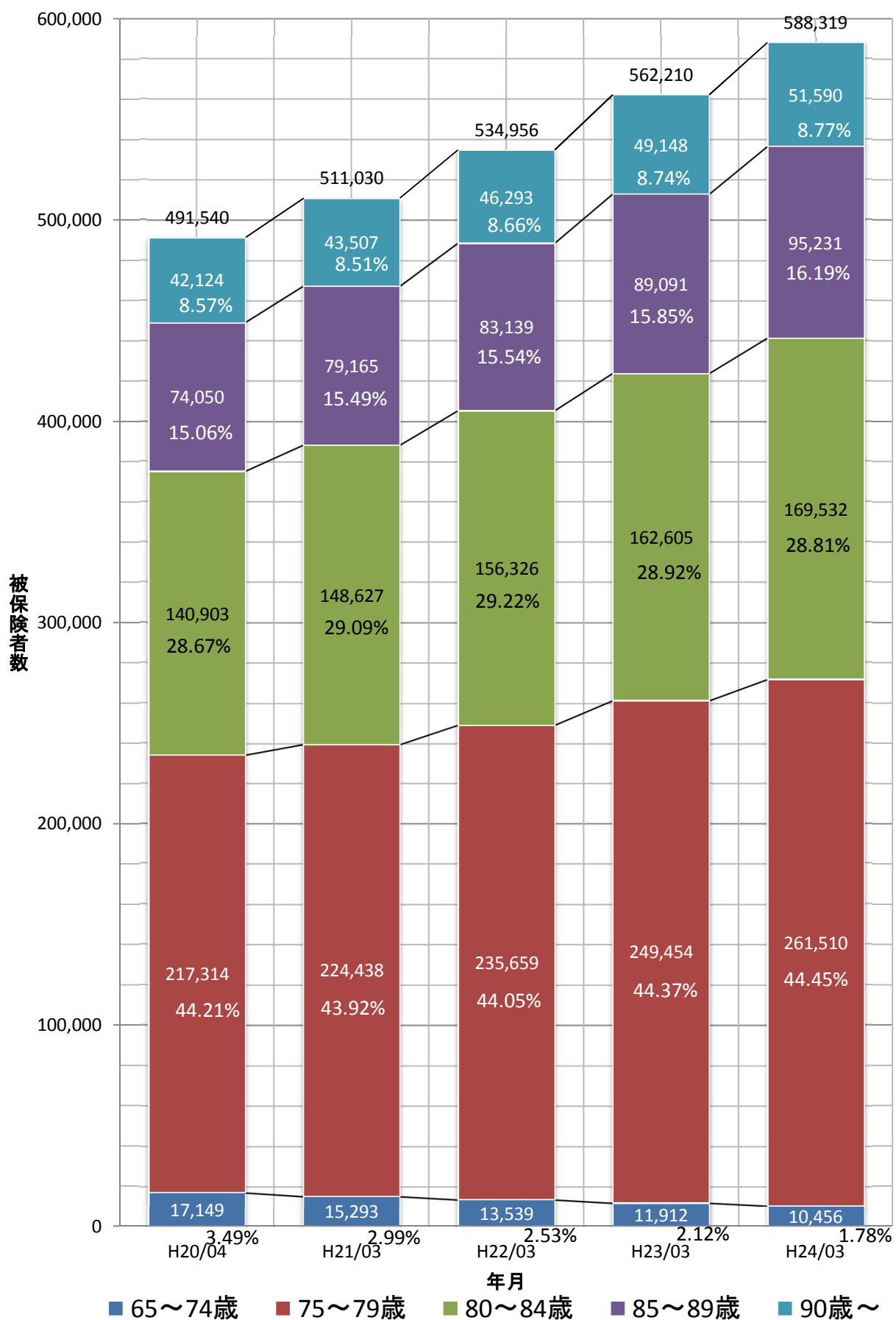
(人、%)

年齢区分	計	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上
21年3月末	511,030	6,515	8,778	224,438	148,627	79,165	32,881	9,396	1,230
構成比 %	100.00	1.27	1.72	43.92	29.09	15.49	6.43	1.84	0.24
22年3月末	534,956	5,147	8,392	235,659	156,326	83,139	34,778	10,133	1,382
構成比 %	100.00	0.96	1.57	44.05	29.22	15.54	6.50	1.90	0.26
23年3月末	562,210	3,769	8,143	249,454	162,605	89,091	36,911	10,700	1,537
構成比 %	100.00	0.67	1.45	44.37	28.92	15.85	6.57	1.90	0.27
24年3月末	588,319	2,598	7,858	261,510	169,532	95,231	38,761	11,140	1,689
構成比 %	100.00	0.44	1.34	44.45	28.81	16.19	6.59	1.89	0.29
24年9月末 e	600,759	2,308	7,645	266,804	173,744	97,892	39,437	11,248	1,681
構成比 %	100.00	0.38	1.27	44.41	28.92	16.30	6.57	1.87	0.28

ウ 市町村別被保険者数(平成24年9月末現在) 月報A表より

市町村名	被保険者数	うち被扶養者	再掲			
			3割負担 現役並み所得者	1割負担		
				低所得Ⅰ該当者	低所得Ⅱ該当者	一般
千葉市 計	84,517	5,618	8,238	14,563	13,946	47,770
中央区	18,671	1,262	1,964	3,338	3,105	10,264
花見川区	16,589	1,076	1,681	2,853	2,727	9,328
稲毛区	14,253	821	1,589	2,460	2,212	7,992
若葉区	15,996	1,106	1,496	2,807	2,678	9,015
緑区	8,732	798	650	1,519	1,468	5,095
美浜区	10,276	555	858	1,586	1,756	6,076
銚子市	10,914	1,585	414	1,926	1,797	6,777
市川市	36,060	2,596	4,607	6,428	5,952	19,073
船橋市	52,365	3,392	5,232	8,563	9,110	29,460
館山市	8,587	984	443	1,674	1,767	4,703
木更津市	13,082	1,714	728	2,429	1,873	8,052
松戸市	42,950	2,881	4,310	7,183	7,563	23,894
野田市	15,110	1,762	924	2,301	2,554	9,331
茂原市	10,799	1,476	602	1,961	1,728	6,508
成田市	10,918	1,819	735	1,729	1,792	6,662
佐倉市	16,969	1,636	1,333	2,876	2,455	10,305
東金市	6,234	951	315	1,075	1,111	3,733
旭市	8,999	1,562	308	1,458	1,316	5,917
習志野市	14,255	962	1,533	2,525	2,137	8,060
柏市	34,972	2,546	3,465	6,012	4,795	20,700
勝浦市	3,814	631	140	816	749	2,109
市原市	25,849	2,946	1,595	4,168	4,368	15,718
流山市	15,128	1,054	1,508	2,580	1,937	9,103
八千代市	16,775	1,199	1,615	2,695	2,409	10,056
我孫子市	13,739	958	1,340	2,303	1,697	8,399
鴨川市	6,426	1,019	265	1,203	1,489	3,469
鎌ヶ谷市	9,453	685	631	1,616	1,481	5,725
君津市	10,218	1,542	491	1,713	1,499	6,515
富津市	7,253	1,322	251	1,376	1,211	4,415
浦安市	7,872	702	1,083	1,297	1,160	4,332
四街道市	8,292	600	763	1,277	1,029	5,223
袖ヶ浦市	5,586	931	233	946	860	3,547
八街市	6,244	826	253	1,200	1,247	3,544
印西市	7,143	1,185	352	1,159	1,051	4,581
白井市	4,422	431	384	676	624	2,738
富里市	3,729	448	180	617	616	2,316
南房総市	8,894	1,386	239	1,698	1,724	5,233
匝瑳市	6,105	1,110	200	1,005	1,001	3,899
香取市	12,589	2,673	396	1,789	2,017	8,387
山武市	7,428	1,239	197	1,408	1,364	4,459
いすみ市	7,445	1,316	317	1,251	1,464	4,413
酒々井町	1,917	209	125	319	275	1,198
栄町	2,424	345	98	410	382	1,534
神崎町	965	188	36	116	153	660
多古町	2,756	678	64	367	455	1,870
東庄町	2,293	488	37	273	353	1,630
大網白里町	5,611	870	250	918	954	3,489
九十九里町	2,701	454	60	586	504	1,551
芝山町	1,180	220	51	206	197	726
横芝光町	4,060	694	110	735	724	2,491
一宮町	1,749	290	74	314	276	1,085
睦沢町	1,232	299	27	156	245	804
長生村	1,966	394	49	256	380	1,281
白子町	1,950	351	44	351	365	1,190
長柄町	1,215	310	43	135	209	828
長南町	1,774	394	54	246	348	1,126
大多喜町	2,135	487	64	356	397	1,318
御宿町	1,741	219	85	352	313	991
鋸南町	1,955	361	58	432	402	1,063
広域連合	600,759	62,938	46,949	102,024	97,825	353,961

年齢別被保険者数の推移(人)



保険料の状況等

ア-1 保険料調定額、収納額及び収納率等

(単位：円, %)

区分	調定額	収納額	還付未済額	実質収納額	収納率
平成23年度	38,576,933,300	37,903,508,198	98,652,300	37,804,855,898	98.00
内訳 特別徴収	23,040,539,500	23,106,935,100	66,395,600	23,040,539,500	100.00
内訳 普通徴収	15,536,393,800	14,796,573,098	32,256,700	14,764,316,398	95.03
前年度比(金額)	1,781,902,540	1,764,787,628	-3,112,600	1,767,900,228	
前年度比(%)	4.84	4.88	-3.06	4.91	
平成22年度	36,795,030,760	36,138,720,570	101,764,900	36,036,955,670	97.94
平成21年度	34,615,508,600	34,097,631,890	93,631,650	34,004,000,240	98.23
平成20年度	33,016,195,300	32,698,197,700	101,126,700	32,597,071,000	98.73

ア-2 23年度保険料収納率

(単位：%)

区分	現年度分	過年度分	合計
特別徴収	100.00	-	100.00
普通徴収	97.68	32.47	95.03
合計	99.09	32.47	98.00

イ 軽減の状況

平成20年度(平成21年3月末時点)

	均等割 9割軽減	均等割 8.5割軽減	均等割 5割軽減	均等割 2割軽減	被扶養者 均等割 9.5割軽減	均等割軽減 小計	所得割軽減	軽減合計
被保険者数(人)	-	156,311	10,323	29,049	68,206	263,889	36,252	300,141
保険料軽減額(千円)	-	4,975,116	191,853	216,412	2,407,095	7,790,476	350,975	8,141,451

平成21年度(平成22年3月末時点)

	均等割 9割軽減	均等割 8.5割軽減	均等割 5割軽減	均等割 2割軽減	被扶養者 均等割 9割軽減	均等割軽減 小計	所得割軽減	軽減合計
被保険者数(人)	106,799	58,830	11,344	30,898	66,560	274,431	43,131	317,562
保険料軽減額(千円)	3,577,951	1,859,502	210,748	230,152	2,225,360	8,103,713	418,240	8,521,953

平成22年度(平成23年3月末時点)

	均等割 9割軽減	均等割 8.5割軽減	均等割 5割軽減	均等割 2割軽減	被扶養者 均等割 9割軽減	均等割軽減 小計	所得割軽減	軽減合計
被保険者数(人)	111,907	64,775	11,957	34,014	66,762	289,415	46,307	335,722
保険料軽減額(千円)	3,755,233	2,051,718	222,624	253,767	2,237,224	8,520,566	461,152	8,981,718

平成23年度(平成24年3月末時点)

	均等割 9割軽減	均等割 8.5割軽減	均等割 5割軽減	均等割 2割軽減	被扶養者 均等割 9割軽減	均等割軽減 小計	所得割軽減	軽減合計
被保険者数(人)	116,890	70,731	12,459	36,769	66,594	303,443	48,931	352,374
保険料軽減額(千円)	3,922,891	2,240,818	231,978	274,315	2,231,418	8,901,420	490,238	9,391,658

[参考] 平成24年度確定賦課時(平成24年6月23日)

	均等割 9割軽減	均等割 8.5割軽減	均等割 5割軽減	均等割 2割軽減	被扶養者 均等割 9割軽減	均等割軽減 小計	所得割軽減	軽減合計
被保険者数(人)	113,954	71,175	12,356	37,146	64,119	298,750	48,229	346,979
保険料軽減額(千円)	3,830,226	2,258,900	230,601	277,536	2,153,420	8,750,683	485,564	9,236,247

ウ 保険料減免申請の状況

(単位：件)

区分	申請	減免決定	減免却下	審査中
平成22年度	26	23	3	0
平成23年度	32	27	5	0
平成24年度	15	11	0	4
東日本大震災の被害による減免				
平成22年度	148	148	0	0
平成23年度	4,364	4,361	3	0
平成24年度	4,238	4,184	0	54

*10月1日現在

*10月1日現在

医療給付費の状況(平成24年9月末現在)

20～23年度実績

(金額単位:千円)

区分		療養給付費		療養費（食事・生活療養費、訪問看護療養費、柔道整復）						高額療養費						高額介護療養費		葬祭費		合計
		（医科、歯科、調剤）		（現物分）		（償還分）		件数	金額計	（現物分）		（償還分）		件数	金額計	件数	金額	件数	金額	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額							
20年度実績		12,467,507	306,527,564	-	-	-	-	49,716	1,196,061	-	-	-	-	344,623	2,386,996	0	0	23,537	1,176,850	311,287,471
21年度実績		14,117,419	336,463,740	-	-	-	-	681,744	12,374,801	247,550	9,862,621	483,261	3,415,668	730,811	13,278,289	5,810	78,697	28,595	1,429,750	363,625,277
22年度実績		14,787,412	359,603,395	644,457	11,078,141	92,184	2,138,721	736,641	13,216,862	266,327	10,835,657	522,321	3,697,824	788,648	14,533,481	19,809	308,256	30,682	1,534,100	389,196,094
23年度実績		15,681,006	383,901,464	681,009	11,557,008	125,705	2,522,394	806,714	14,079,402	282,785	11,551,854	566,872	3,998,302	849,657	15,550,156	18,278	253,125	31,978	1,598,900	415,383,047
前年度 比較	増減 (件数・金額)	893,594	24,298,069	36,552	478,867	33,521	383,673	70,073	862,540	16,458	716,197	44,551	300,478	61,009	1,016,675	-1,531	-55,131	1,296	64,800	26,186,953
	増減率 (%)	6.04	6.76	5.67	4.32	36.36	17.94	9.51	6.53	6.18	6.61	8.53	8.13	7.74	7.00	-7.73	-17.88	4.22	4.22	6.73

[参考]

H23年度実績 (4月～9月)	7,756,947	189,781,365	362,411	6,022,870	50,966	1,181,161	413,377	7,204,032	141,281	5,715,787	273,696	1,945,932	414,977	7,661,719	15,185	213,043	15,354	767,700	205,627,858
--------------------	-----------	-------------	---------	-----------	--------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	--------	---------	--------	---------	-------------

24年度医療給付の状況(24年9月末現在)

区分		療養給付費		療養費（食事・生活療養費、訪問看護療養費、柔道整復）						高額療養費						高額介護療養費		葬祭費		合計
		（医科、歯科、調剤）		（現物分）		（償還分）		件数	金額計	（現物分）		（償還分）		件数	金額計	件数	金額	件数	金額	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額							
4月		1,367,719	34,080,727	81,991	1,251,176	11,094	222,422	93,085	1,473,598	24,337	1,044,850	48,206	339,506	72,543	1,384,356	15,126	200,164	3,171	158,550	37,297,395
5月		1,349,432	32,162,684	57,346	971,273	9,936	219,398	67,282	1,190,671	28,070	991,154	49,275	352,041	77,345	1,343,195	3,467	46,854	2,555	127,750	34,871,154
6月		1,374,774	33,387,051	59,145	1,000,075	10,093	233,901	69,238	1,233,976	29,482	1,104,773	52,235	367,904	81,717	1,472,677	1,456	19,325	2,897	144,850	36,257,879
7月		1,387,895	33,119,798	60,291	993,168	10,224	224,489	70,515	1,217,657	28,994	1,068,780	49,023	298,894	78,017	1,367,674	329	4,121	2,394	119,700	35,828,950
8月		1,398,335	33,796,782	60,205	1,004,434	10,201	229,352	70,406	1,233,786	29,276	1,106,056	50,613	309,550	79,889	1,415,606	168	2,185	2,439	121,913	36,570,272
9月		1,370,167	33,270,521	59,548	1,000,079	10,715	240,861	70,263	1,240,940	29,311	1,070,530	50,722	307,506	80,033	1,378,036	126	2,241	2,498	124,900	36,016,638
計		8,248,322	199,817,563	378,526	6,220,205	62,263	1,370,424	440,789	7,590,629	169,470	6,386,143	300,074	1,975,401	469,544	8,361,544	20,672	274,889	15,954	797,663	216,842,288
前年度 同月 比較	増減 （件数・金額）	491,375	10,036,198	16,115	197,335	11,297	189,263	27,412	386,597	28,189	670,356	26,378	29,469	54,567	699,825	5,487	61,846	600	29,963	11,214,430
	増減率 （％）	6.33	5.29	4.45	3.28	22.17	16.02	6.63	5.37	19.95	11.73	9.64	1.51	13.15	9.13	36.13	29.03	3.91	3.90	5.45

審査請求の状況（平成24年9月30日現在）

高齢者の医療の確保に関する法律第128条に規定する審査請求の状況について

主な審査請求の内容

保険料額決定処分に対するもの

一部負担金割合が3割と決定されたことに対するもの

年度別審査請求の状況

（件数）

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
受付件数	163	57	7	3	0	230
取下げ件数*	1	2	2	0	0	5
弁明書提出件数	162	56	5	3	0	226
裁決された件数	162	55	4	1	0	222
うち却下件数	3	1	0	0	0	4
うち棄却件数	159	54	4	1	0	218

* 弁明書提出後に取り下げられた件数を含む

参考

高齢者の医療の確保に関する法律

（審査請求）

第128条 後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

議題２ 広報について

1 広報の基本方針

後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、市町村と十分連携を図り、多様な機会を活用して広報活動を実施する。また、広報の主たる対象者(被保険者)の目線に立ち、分かりやすい広報に努める。

2 今回の目的

今後の「広域だより」の紙面に載せる情報について意見を聞き、参考とする。

議題 3 今後の高齢者医療制度についての報告

1 現 状

高齢者医療制度については、平成 22 年 12 月高齢者医療改革会議において最終とりまとめ(案)が出された以降、関係者の合意が得られず、今日に至っている。

政府は今後の高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得るとされ、来年 8 月にはその結論を出すと言われている。

2 議論の経緯 別添資料 1

これまでの議論の経緯

＜高齢者医療制度改革会議＞

平成21年11月～平成22年12月 高齢者医療制度改革会議において議論

- ・ 平成22年12月の最終とりまとめでは、後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も現役世代と同様に国保が被用者保険に加入することとした上で、①公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化、②都道府県単位の財政運営といった現行制度の利点ではできるだけ維持し、よりよい制度を目指すと考えられた。

＜社会保障・税一体改革＞

平成23年6月 政府・与党社会保障改革検討本部が「社会保障・税一体改革成案」を決定

- ・ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み

平成23年12月 社会保障審議会医療保険部会で「議論の整理」

- ・ 高齢者医療制度の見直しは、市町村国保の都道府県単位化を含め、最終とりまとめにおいて示された方針に沿って着実にやっていくべきとの意見があった。一方、後期高齢者医療制度は既に定着しており、拙速に新制度に移行して混乱を招くことがないよう、現行制度の改善により安定的な運営に努めるべきとの意見があった。
- ・ 後期高齢者医療制度の先行きに関する被保険者や現場の不安を解消するため、可能な限り速やかに将来に向けた方針が示され、充分な準備期間をもって迅速に実行される必要があるとの意見があった。

平成24年2月 「社会保障・税一体改革大綱」(閣議決定)

- ・ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。
- ・ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。

平成24年5月 民主党厚生労働部門会議が「見直しの骨子」を決定

- ・ 改革会議のとりまとめに基づき、後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方に対する国民健康保険等の適用等の措置を講ずる

平成24年8月 「社会保障制度改革推進法」成立

- ・ 「今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について3党間で合意に向けて協議する。」
(民主党・自由民主党・公明党「確認書」抜粋)
- ・ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」
(社会保障制度改革推進法第6条第4項抜粋)

社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）

目次

第一章 総則（第一条－第四条）

第二章 社会保障制度改革の基本方針（第五条－第八条）

第三章 社会保障制度改革国民会議（第九条－第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な

考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

（基本的な考え方）

第二条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通してその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本的な考え方にのっとり、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(改革の実施及び目標時期)

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

第二章 社会保障制度改革の基本方針

(公的年金制度)

第五条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

(医療保険制度)

第六条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十二年法律第百九十二号)その他の法律に基づく医療保険制度(以下単に「医療保険制度」という。)に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。
- 二 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。
- 三 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。
- 四 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

(介護保険制度)

第七条 政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

(少子化対策)

第八条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。）に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章 社会保障制度改革国民会議

(社会保障制度改革国民会議の設置)

第九条 平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立つて、第二条の基本的な考え方にのっとり、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）を置く。

(組織)

第十条 国民会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。
- 4 国民会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 5 会長は、国民会議の会務を総理する。
- 6 委員は、非常勤とする。

(資料の提出)

第十一条 国の関係行政機関の長は、国民会議の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

(事務局)

第十二条 国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

(設置期限)

第十三条 国民会議は、この法律の施行の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第十四条 国民会議に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生活保護制度の見直し)

第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。